

(案) 1

平成 年 月 日
番 号

群馬県 様

国土交通省関東地方整備局長

ハッ場ダム建設事業の検証に係る検討における
「概略検討による利水対策案について(案)」に対する意見聴取について

平素より国土交通省の河川行政に格別の御高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、去る平成22年9月27日、国土交通大臣が設置した「今後の治水対策のあり方に関する有識者会議」は、「今後の治水対策のあり方についての中間とりまとめ」を公表いたしました。

これを受け、平成22年9月28日に、国土交通大臣から関東地方整備局長に対し、ハッ場ダム建設事業の検証にかかる検討を進めるように指示がなされ、また、国土交通省河川局長からは「ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領細目の策定について(平成22年9月28日付け 国河計調第7号)」(以下「要領細目」といいます。)によりダム事業の検証に係る検討を進めるよう通知されました。

関東地方整備局は、平成22年10月1日に「ハッ場ダム建設事業の関係地方公共団体からなる検討の場」(幹事会)の第1回を開催し、以降、要領細目に基づきハッ場ダム建設事業の検証に係る検討を進めており、平成23年5月24日に開催された第5回ハッ場ダムの関係地方公共団体からなる検討の場(幹事会)では、ハッ場ダムの目的の一つである新規利水に関して、「概略検討による利水対策案について(案)」を提示したところです。

今後は、本利水対策案について関係者の御意見をいただいた上で、目標・コスト・実現性等の評価軸ごとに検討することとしております。つきましては、ダム案を含めた本利水対策案について、下記により貴職の御意見を照会させていただきますので、御協力いただきますようお願い申し上げます。

なお、本利水対策案については、検討主体である関東地方整備局が独自に概略検討したものであり、関係者の方々との事前調整が図られたものではないことを念のため申し添えます。

(案) 1

番 号
平成 年 月 日

藤岡市 様

国土交通省関東地方整備局長

ハッ場ダム建設事業の検証に係る検討における
「概略検討による利水対策案について(案)」に対する意見聴取について

平素より国土交通省の河川行政に格別の御高配を賜り、厚く御礼申し上げます。
さて、去る平成22年9月27日、国土交通大臣が設置した「今後の治水対策のあり方に関する有識者会議」は、「今後の治水対策のあり方についての中間とりまとめ」を公表いたしました。

これを受け、平成22年9月28日に、国土交通大臣から関東地方整備局長に対し、ハッ場ダム建設事業の検証にかかる検討を進めるように指示がなされ、また、国土交通省河川局長からは「ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領細目の策定について(平成22年9月28日付け 国河計画第7号)」(以下「要領細目」といいます。)によりダム事業の検証に係る検討を進めるよう通知されました。

関東地方整備局は、平成22年10月1日に「ハッ場ダム建設事業の関係地方公共団体からなる検討の場(幹事会)」の第1回を開催し、以降、要領細目に基づきハッ場ダム建設事業の検証に係る検討を進めており、平成23年5月24日に開催された第5回ハッ場ダムの関係地方公共団体からなる検討の場(幹事会)では、ハッ場ダムの目的の一つである新規利水に関して、「概略検討による利水対策案について(案)」を提示したところです。

今後は、本利水対策案について関係者の御意見をいただいた上で、目標・コスト・実現性等の評価軸ごとに検討することとしております。つきましては、ダム案を含めた本利水対策案について、下記により貴局の御意見を照会させていただきますので、御協力いただきますようお願い申し上げます。

なお、本利水対策案については、検討主体である関東地方整備局が独自に概略検討したものであり、関係者の方々と事前調整が図られたものではないことを念のため申し添えます。

(案) 1

番 号
平成 年 月 日

埼玉県知事 様

国土交通省関東地方整備局長

ハッ場ダム建設事業の検証に係る検討における
「概略検討による利水対策案について(案)」に対する意見聴取について

平素より国土交通省の河川行政に格別の御高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、去る平成22年9月27日、国土交通大臣が設置した「今後の治水対策のあり方に関する有識者会議」は、「今後の治水対策のあり方についての中間とりまとめ」を公表いたしました。

これを受け、平成22年9月28日に、国土交通大臣から関東地方整備局長に対し、ハッ場ダム建設事業の検証にかかる検討を進めるように指示がなされ、また、国土交通省河川局長からは「ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領細目の策定について(平成22年9月28日付け 国河計調第7号)」(以下「要領細目」といいます。)によりダム事業の検証に係る検討を進めるよう通知されました。

関東地方整備局は、平成22年10月1日に「ハッ場ダム建設事業の関係地方公共団体からなる検討の場」(幹事会)の第1回を開催し、以降、要領細目に基づきハッ場ダム建設事業の検証に係る検討を進めており、平成23年5月24日に開催された第5回ハッ場ダムの関係地方公共団体からなる検討の場(幹事会)では、ハッ場ダムの目的の一つである新規利水に関して、「概略検討による利水対策案について(案)」を提示したところです。

今後は、本利水対策案について関係者の御意見をいただいた上で、目標・コスト・実現性等の評価軸ごとに検討することとしております。つきましては、ダム案を含めた本利水対策案について、下記により貴職の御意見を照会させていただきますので、御協力いただきますようお願い申し上げます。

なお、本利水対策案については、検討主体である関東地方整備局が独自に概略検討したものであり、関係者の方々との事前調整が図られたものではないことを念のため申し添えます。

(案) 1

平成 年 月 日
番 号

東京 様

国土交通省関東地方整備局長

ハッ場ダム建設事業の検証に係る検討における
「概略検討による利水対策案について(案)」に対する意見聴取について

平素より国土交通省の河川行政に格別の御高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、去る平成22年9月27日、国土交通大臣が設置した「今後の治水対策のあり方に関する有識者会議」は、「今後の治水対策のあり方についての中間とりまとめ」を公表いたしました。

これを受け、平成22年9月28日に、国土交通大臣から関東地方整備局長に対し、ハッ場ダム建設事業の検証にかかる検討を進めるように指示がなされ、また、国土交通省河川局長からは「ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領細目の策定について(平成22年9月28日付け 国河計簡第7号)」(以下「要領細目」といいます。)によりダム事業の検証に係る検討を進めるよう通知されました。

関東地方整備局は、平成22年10月1日に「ハッ場ダム建設事業の関係地方公共団体からなる検討の場(幹事会)」の第1回を開催し、以降、要領細目に基づきハッ場ダム建設事業の検証に係る検討を進めており、平成23年5月24日に開催された第5回ハッ場ダムの関係地方公共団体からなる検討の場(幹事会)では、ハッ場ダムの目的の一つである新規利水に関して、「概略検討による利水対策案について(案)」を提示したところです。

今後は、本利水対策案について関係者の御意見をいただいた上で、目標・コスト・実現性等の評価軸ごとに検討することとしております。つきましては、ダム案を含めた本利水対策案について、下記により貴職の御意見を照会させていただきますので、御協力いただきますようお願い申し上げます。

なお、本利水対策案については、検討主体である関東地方整備局が独自に概略検討したものであり、関係者の方々との事前調整が図られたものではないことを念のため申し添えます。

(案) 1

平成 年 月 日
番 号

千代田県 様

(水道に関する関係河川使用者)

国土交通省関東地方整備局長

ハッ場ダム建設事業の検証に係る検討における
「概略検討による利水対策案について(案)」に対する意見聴取について

平素より国土交通省の河川行政に格別の御高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、去る平成22年9月27日、国土交通大臣が設置した「今後の治水対策のあり方に関する有識者会議」は、「今後の治水対策のあり方についての中間とりまとめ」を公表いたしました。

これを受け、平成22年9月28日に、国土交通大臣から関東地方整備局長に対し、ハッ場ダム建設事業の検証にかかる検討を進めるように指示がなされ、また、国土交通省河川局長からは「ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領細目の策定について(平成22年9月28日付け 国河計調第7号)」(以下「要領細目」といいます。)によりダム事業の検証に係る検討を進めるよう通知されました。

関東地方整備局は、平成22年10月1日に「ハッ場ダム建設事業の関係地方公共団体からなる検討の場(幹事会)」の第1回を開催し、以降、要領細目に基づきハッ場ダム建設事業の検証に係る検討を進めており、平成23年5月24日に開催された第5回ハッ場ダムの関係地方公共団体からなる検討の場(幹事会)では、ハッ場ダムの目的の一つである新規利水に関して、「概略検討による利水対策案について(案)」を提示したところです。

今後は、本利水対策案について関係者の御意見をいただいた上で、目標・コスト・実現性等の評価軸ごとに検討することとしております。つきましては、ダム案を含めた本利水対策案について、下記により貴職の御意見を照会させていただきますので、御協力いただきますようお願い申し上げます。

なお、本利水対策案については、検討主体である関東地方整備局が独自に概略検討したものであり、関係者の方々との事前調整が図られたものではないことを念のため申し添えます。

(案) 1

番 号
平成 年 月 日

北千葉広域水道利用企業長 様

国土交通省関東地方整備局長

ハッ場ダム建設事業の検証に係る検討における
「概略検討による利水対策案について(案)」に対する意見聴取について

平素より国土交通省の河川行政に格別の御高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、去る平成22年9月27日、国土交通大臣が設置した「今後の治水対策のあり方に関する有識者会議」は、「今後の治水対策のあり方についての中間とりまとめ」を公表いたしました。

これを受け、平成22年9月28日に、国土交通大臣から関東地方整備局長に対し、ハッ場ダム建設事業の検証にかかる検討を進めるように指示がなされ、また、国土交通省河川局長からは「ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領細目の策定について(平成22年9月28日付け 国河計画第7号)」(以下「要領細目」といいます。)によりダム事業の検証に係る検討を進めるよう通知されました。

関東地方整備局は、平成22年10月1日に「ハッ場ダム建設事業の関係地方公共団体からなる検討の場」(幹事会)の第1回を開催し、以降、要領細目に基づきハッ場ダム建設事業の検証に係る検討を進めており、平成23年5月24日に開催された第5回ハッ場ダムの関係地方公共団体からなる検討の場(幹事会)では、ハッ場ダムの目的の一つである新規利水に関して、「概略検討による利水対策案について(案)」を提示したところです。

今後は、本利水対策案について関係者の御意見をいただいた上で、目標・コスト・実現性等の評価軸ごとに検討することとしております。つきましては、ダム案を含めた本利水対策案について、下記により貴局の御意見を照会させていただきますので、御協力いただきますようお願い申し上げます。

なお、本利水対策案については、検討主体である関東地方整備局が独自に概略検討したものであり、関係者の方々との事前調整が図られたものではないことを念のため申し上げます。

(案) 1

番 号
平成 年 月 日

印旛郡市広域市町村事務組合管理者 様

国土交通省関東地方整備局長

ハッ場ダム建設事業の検証に係る検討における
「概略検討による利水対策案について(案)」に対する意見聴取について

平素より国土交通省の河川行政に格別の御高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、去る平成22年9月27日、国土交通大臣が設置した「今後の治水対策のあり方に関する有識者会議」は、「今後の治水対策のあり方についての中間とりまとめ」を公表いたしました。

これを受け、平成22年9月28日に、国土交通大臣から関東地方整備局長に対し、ハッ場ダム建設事業の検証にかかる検討を進めるように指示がなされ、また、国土交通省河川局長からは「ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領細目の策定について(平成22年9月28日付け 国河計開第7号)」(以下「要領細目」といいます。)によりダム事業の検証に係る検討を進めるよう通知されました。

関東地方整備局は、平成22年10月1日に「ハッ場ダム建設事業の関係地方公共団体からなる検討の場」(幹事会)の第1回を開催し、以降、要領細目に基づきハッ場ダム建設事業の検証に係る検討を進めており、平成23年5月24日に開催された第5回ハッ場ダムの関係地方公共団体からなる検討の場(幹事会)では、ハッ場ダムの目的の一つである新規利水に関して、「概略検討による利水対策案について(案)」を提示したところです。

今後は、本利水対策案について関係者の御意見をいただいた上で、目標・コスト・実現性等の評価軸ごとに検討することとしております。つきましては、ダム案を含めた本利水対策案について、下記により貴職の御意見を照会させていただきますので、御協力いただきますようお願い申し上げます。

なお、本利水対策案については、検討主体である関東地方整備局が独自に概略検討したものであり、関係者の方々との事前調整が図られたものではないことを念のため申し上げます。

(案) 1

番 号
平成 年 月 日

茨城県 様

国土交通省関東地方整備局長

ハッ場ダム建設事業の検証に係る検討における
「概略検討による利水対策案について (案)」に対する意見聴取について

平素より国土交通省の河川行政に格別の御高配を賜り、厚く御礼申し上げます。
さて、去る平成22年9月27日、国土交通大臣が設置した「今後の治水対策のあり方に関する有識者会議」は、「今後の治水対策のあり方についての中間とりまとめ」を公表いたしました。

これを受け、平成22年9月28日に、国土交通大臣から関東地方整備局長に対し、ハッ場ダム建設事業の検証にかかる検討を進めるように指示がなされ、また、国土交通省河川局長からは「ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領細目の策定について (平成22年9月28日付け 国河計調第7号)」(以下「要領細目」といいます。)によりダム事業の検証に係る検討を進めるよう通知されました。

関東地方整備局は、平成22年10月1日に「ハッ場ダム建設事業の関係地方公共団体からなる検討の場」(幹事会)の第1回を開催し、以降、要領細目に基づきハッ場ダム建設事業の検証に係る検討を進めており、平成23年5月24日に開催された第5回ハッ場ダムの関係地方公共団体からなる検討の場(幹事会)では、ハッ場ダムの目的の一つである新規利水に関して、「概略検討による利水対策案について (案)」を提示したところです。

今後は、本利水対策案について関係者の御意見をいただいた上で、目標・コスト・実現性等の評価軸ごとに検討することとしております。つきましては、ダム案を含めた本利水対策案について、下記により貴職の御意見を照会させていただきますので、御協力いただきますようお願い申し上げます。

なお、本利水対策案については、検討主体である関東地方整備局が独自に概略検討したものであり、関係者の方々との事前調整が図られたものではないことを念のため申し添えます。

(案) 1

平成 年 月 日
番 号



(工業用水道に関する関係河川使用者)

国土交通省関東地方整備局長

ハッ場ダム建設事業の検証に係る検討における
「概略検討による利水対策案について(案)」に対する意見聴取について

平素より国土交通省の河川行政に格別の御高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、去る平成22年9月27日、国土交通大臣が設置した「今後の治水対策のあり方に関する有識者会議」は、「今後の治水対策のあり方についての中間とりまとめ」を公表いたしました。

これを受け、平成22年9月28日に、国土交通大臣から関東地方整備局長に対し、ハッ場ダム建設事業の検証にかかる検討を進めるように指示がなされ、また、国土交通省河川局長からは「ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領細目の策定について(平成22年9月28日付け 国河計調第7号)」(以下「要領細目」といいます。)によりダム事業の検証に係る検討を進めるよう通知されました。

関東地方整備局は、平成22年10月1日に「ハッ場ダム建設事業の関係地方公共団体からなる検討の場」(幹事会)の第1回を開催し、以降、要領細目に基づきハッ場ダム建設事業の検証に係る検討を進めており、平成23年5月24日に開催された第5回ハッ場ダムの関係地方公共団体からなる検討の場(幹事会)では、ハッ場ダムの目的の一つである新規利水に関して、「概略検討による利水対策案について(案)」を提示したところです。

今後は、本利水対策案について関係者の御意見をいただいた上で、目標・コスト・実現性等の評価軸ごとに検討することとしております。つきましては、ダム案を含めた本利水対策案について、下記により貴職の御意見を照会させていただきますので、御協力いただきますようお願い申し上げます。

なお、本利水対策案については、検討主体である関東地方整備局が独自に概略検討したものであり、関係者の方々との事前調整が図られたものではないことを念のため申し添えます。

(案) 1

番 号
平成 年 月 日



国土交通省関東地方整備局長

ハッ場ダム建設事業の検証に係る検討における
「概略検討による利水対策案について(案)」に対する意見聴取について

平素より国土交通省の河川行政に格別の御高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、去る平成22年9月27日、国土交通大臣が設置した「今後の治水対策のあり方に関する有識者会議」は、「今後の治水対策のあり方についての中間とりまとめ」を公表いたしました。

これを受け、平成22年9月28日に、国土交通大臣から関東地方整備局長に対し、ハッ場ダム建設事業の検証にかかる検討を進めるように指示がなされ、また、国土交通省河川局長からは「ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領細目の策定について(平成22年9月28日付け 国河計開第7号)」(以下「要領細目」といいます。)によりダム事業の検証に係る検討を進めるよう通知されました。

関東地方整備局は、平成22年10月1日に「ハッ場ダム建設事業の関係地方公共団体からなる検討の場(幹事会)」の第1回を開催し、以降、要領細目に基づきハッ場ダム建設事業の検証に係る検討を進めており、平成23年5月24日に開催された第5回ハッ場ダムの関係地方公共団体からなる検討の場(幹事会)では、ハッ場ダムの目的の一つである新規利水に関して、「概略検討による利水対策案について(案)」を提示したところです。

今後は、本利水対策案について関係者の御意見をいただいた上で、目標・コスト・実現性等の評価軸ごとに検討することとしております。つきましては、ダム案を含めた本利水対策案について、下記により貴職の御意見を照会させていただきますので、御協力いただきますようお願い申し上げます。

なお、本利水対策案については、検討主体である関東地方整備局が独自に概略検討したものであり、関係者の方々との事前調整が図られたものではないことを念のため申し上げます。

(案) 1

平成 年 月 日
番 号

栃木県知事 様

国土交通省関東地方整備局長

ハッ場ダム建設事業の検証に係る検討における
「概略検討による利水対策案について(案)」に対する意見聴取について

平素より国土交通省の河川行政に格別の御高配を賜り、厚く御礼申し上げます。
さて、去る平成22年9月27日、国土交通大臣が設置した「今後の治水対策のあり方に関する有識者会議」は、「今後の治水対策のあり方についての中間とりまとめ」を公表いたしました。

これを受け、平成22年9月28日に、国土交通大臣から関東地方整備局長に対し、ハッ場ダム建設事業の検証にかかる検討を進めるように指示がなされ、また、国土交通省河川局長からは「ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領細目の策定について(平成22年9月28日付け 国河計調第7号)」(以下「要領細目」といいます。)によりダム事業の検証に係る検討を進めるよう通知されました。

関東地方整備局は、平成22年10月1日に「ハッ場ダム建設事業の関係地方公共団体からなる検討の場」(幹事会)の第1回を開催し、以降、要領細目に基づきハッ場ダム建設事業の検証に係る検討を進めており、平成23年5月24日に開催された第5回ハッ場ダムの関係地方公共団体からなる検討の場(幹事会)では、ハッ場ダムの目的の一つである新規利水に関して、「概略検討による利水対策案について(案)」を提示したところです。

今後は、本利水対策案について関係者の御意見をいただいた上で、目標・コスト・実現性等の評価軸ごとに検討することとしております。つきましては、ダム案を含めた本利水対策案について、下記により貴職の御意見を照会させていただきますので、御協力いただきますようお願い申し上げます。

なお、本利水対策案については、検討主体である関東地方整備局が独自に概略検討したものであり、関係者の方々との事前調整が図られたものではないことを念のため申し添えます。

(案) 1

番 号
平成 年 月 日



国土交通省関東地方整備局長

ハッ場ダム建設事業の検証に係る検討における
「概略検討による利水対策案について(案)」に対する意見聴取について

平素より国土交通省の河川行政に格別の御高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、去る平成22年9月27日、国土交通大臣が設置した「今後の治水対策のあり方に関する有識者会議」は、「今後の治水対策のあり方についての中間とりまとめ」を公表いたしました。

これを受け、平成22年9月28日に、国土交通大臣から関東地方整備局長に対し、ハッ場ダム建設事業の検証にかかる検討を進めるように指示がなされ、また、国土交通省河川局長からは「ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領細目の策定について(平成22年9月28日付け 国河計調第7号)」(以下「要領細目」といいます。)によりダム事業の検証に係る検討を進めるよう通知されました。

関東地方整備局は、平成22年10月1日に「ハッ場ダム建設事業の関係地方公共団体からなる検討の場(幹事会)」の第1回を開催し、以降、要領細目に基づきハッ場ダム建設事業の検証に係る検討を進めており、平成23年5月24日に開催された第5回ハッ場ダムの関係地方公共団体からなる検討の場(幹事会)では、ハッ場ダムの目的の一つである新規利水に関して、「概略検討による利水対策案について(案)」を提示したところです。

今後は、本利水対策案について関係者の御意見をいただいた上で、目標・コスト・実現性等の評価軸ごとに検討することとしております。つきましては、ダム案を含めた本利水対策案について、下記により貴職の御意見を謝会させていただきますので、御協力いただきますようお願い申し上げます。

なお、本利水対策案については、検討主体である関東地方整備局が独自に概略検討したものであり、関係者の方々との事前調整が図られたものではないことを念のため申し添えます。

(案) 1

番 号
平成 年 月 日

日 本 郵 政

国土交通省関東地方整備局長

ハッ場ダム建設事業の検証に係る検討における
「概略検討による利水対策案について(案)」に対する意見聴取について

平素より国土交通省の河川行政に格別の御高配を賜り、厚く御礼申し上げます。
さて、去る平成22年9月27日、国土交通大臣が設置した「今後の治水対策のあり方に関する有識者会議」は、「今後の治水対策のあり方についての中間とりまとめ」を公表いたしました。

これを受け、平成22年9月28日に、国土交通大臣から関東地方整備局長に対し、ハッ場ダム建設事業の検証にかかる検討を進めるように指示がなされ、また、国土交通省河川局長からは「ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領細目の策定について(平成22年9月28日付け 国河計調第7号)」(以下「要領細目」といいます。)によりダム事業の検証に係る検討を進めるよう通知されました。

関東地方整備局は、平成22年10月1日に「ハッ場ダム建設事業の関係地方公共団体からなる検討の場」(幹事会)の第1回を開催し、以降、要領細目に基づきハッ場ダム建設事業の検証に係る検討を進めており、平成23年5月24日に開催された第5回ハッ場ダムの関係地方公共団体からなる検討の場(幹事会)では、ハッ場ダムの目的の一つである新規利水に関して、「概略検討による利水対策案について(案)」を提示したところです。

今後は、本利水対策案について関係者の御意見をいただいた上で、目標・コスト・実現性等の評価軸ごとに検討することとしております。つきましては、ダム案を含めた本利水対策案について、下記により貴職の御意見を照会させていただきますので、御協力いただきますようお願い申し上げます。

なお、本利水対策案については、検討主体である関東地方整備局が独自に概略検討したものであり、関係者の方々との事前調整が図られたものではないことを念のため申し添えます。

(案) 1

平成 年 月 日



国土交通省関東地方整備局長

ハッ場ダム建設事業の検証に係る検討における
「概略検討による治水対策案について(案)」に対する意見聴取について

平素より国土交通省の河川行政に格別の御高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、去る平成22年9月27日、国土交通大臣が設置した「今後の治水対策のあり方に関する有識者会議」は、「今後の治水対策のあり方についての中間とりまとめ」を公表いたしました。

これを受け、平成22年9月28日に、国土交通大臣から関東地方整備局長に対し、ハッ場ダム建設事業の検証にかかる検討を進めるように指示がなされ、また、国土交通省河川局長からは「ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領細目の策定について(平成22年9月28日付け 国河計画第7号)」(以下「要領細目」といいます。)によりダム事業の検証に係る検討を進めるよう通知されました。

関東地方整備局は、平成22年10月1日に「ハッ場ダム建設事業の関係地方公共団体からなる検討の場」(幹事会)の第1回を開催し、以降、要領細目に基づきハッ場ダム建設事業の検証に係る検討を進めており、平成23年5月24日に開催された第5回ハッ場ダムの関係地方公共団体からなる検討の場(幹事会)では、ハッ場ダムの目的の一つである新規治水に関して、「概略検討による治水対策案について(案)」を提示したところです。

今後は、本治水対策案について関係者の御意見をいただいた上で、目標・コスト・実現性等の評価軸ごとに検討することとしております。つきましては、ダム案を含めた本治水対策案について、下記により貴局の御意見を照会させていただきますので、御協力いただきますようお願い申し上げます。

なお、本治水対策案については、検討主体である関東地方整備局が独自に概略検討したものであり、関係者の方々との事前調整が図られたものではないことを念のため申し上げます。

(案) 1

平成 年 月 日
番 号

宇都宮県 様

国土交通省関東地方整備局長

ハッ場ダム建設事業の検証に係る検討における
「概略検討による利水対策案について（案）」に対する意見聴取について

平素より国土交通省の河川行政に格別の御高配を賜り、厚く御礼申し上げます。
さて、去る平成22年9月27日、国土交通大臣が設置した「今後の治水対策のあり方に関する有識者会議」は、「今後の治水対策のあり方についての中間とりまとめ」を公表いたしました。

これを受け、平成22年9月28日に、国土交通大臣から関東地方整備局長に対し、ハッ場ダム建設事業の検証にかかる検討を進めるように指示がなされ、また、国土交通省河川局長からは「ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領細目の策定について（平成22年9月28日付け 国河計調第7号）」（以下「要領細目」といいます。）によりダム事業の検証に係る検討を進めるよう通知されました。

関東地方整備局は、平成22年10月1日に「ハッ場ダム建設事業の関係地方公共団体からなる検討の場」（幹事会）の第1回を開催し、以降、要領細目に基づきハッ場ダム建設事業の検証に係る検討を進めており、平成23年5月24日に開催された第5回ハッ場ダムの関係地方公共団体からなる検討の場（幹事会）では、ハッ場ダムの目的の一つである新規利水に関して、「概略検討による利水対策案について（案）」を提示したところです。

今後は、本利水対策案について関係者の御意見をいただいた上で、目標・コスト・実現性等の評価軸ごとに検討することとしております。つきましては、ダム案を含めた本利水対策案について、下記により貴職の御意見を照会させていただきますので、御協力いただきますようお願い申し上げます。

なお、本利水対策案については、検討主体である関東地方整備局が独自に概略検討したものであり、関係者の方々の事前調整が図られたものではないことを念のため申し添えます。

(案) 1

平成 年 月 日
番 号



様

国土交通省関東地方整備局長

ハッ場ダム建設事業の検証に係る検討における
「概略検討による利水対策案について(案)」に対する意見聴取について

平素より国土交通省の河川行政に格別の御高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、去る平成22年9月27日、国土交通大臣が設置した「今後の治水対策のあり方に関する有識者会議」は、「今後の治水対策のあり方についての中間とりまとめ」を公表いたしました。

これを受け、平成22年9月28日に、国土交通大臣から関東地方整備局長に対し、ハッ場ダム建設事業の検証にかかる検討を進めるように指示がなされ、また、国土交通省河川局長からは「ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領細目の策定について(平成22年9月28日付け 国河計調第7号)」(以下「要領細目」といいます。)によりダム事業の検証に係る検討を進めるよう通知されました。

関東地方整備局は、平成22年10月1日に「ハッ場ダム建設事業の関係地方公共団体からなる検討の場」(幹事会)の第1回を開催し、以降、要領細目に基づきハッ場ダム建設事業の検証に係る検討を進めており、平成23年5月24日に開催された第5回ハッ場ダムの関係地方公共団体からなる検討の場(幹事会)では、ハッ場ダムの目的の一つである新規利水に関して、「概略検討による利水対策案について(案)」を提示したところです。

今後は、本利水対策案について関係者の御意見をいただいた上で、目標・コスト・実現性等の評価軸ごとに検討することとしております。つきましては、ダム案を含めた本利水対策案について、下記により貴府の御意見を照会させていただきますので、御協力いただきますようお願い申し上げます。

なお、本利水対策案については、検討主体である関東地方整備局が独自に概略検討したものであり、関係者の方々との事前調整が図られたものではないことを念のため申し上げます。

(案) 1

平成 年 月 日
番 号



様

国土交通省関東地方整備局長

ハッ場ダム建設事業の検証に係る検討における
「概略検討による利水対策案について(案)」に対する意見聴取について

平素より国土交通省の河川行政に格別の御高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、去る平成22年9月27日、国土交通大臣が設置した「今後の治水対策のあり方に関する有識者会議」は、「今後の治水対策のあり方についての中間とりまとめ」を公表いたしました。

これを受け、平成22年9月28日に、国土交通大臣から関東地方整備局長に対し、ハッ場ダム建設事業の検証にかかる検討を進めるように指示がなされ、また、国土交通省河川局長からは「ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領細目の策定について(平成22年9月28日付け 国河計調第7号)」(以下「要領細目」といいます。)によりダム事業の検証に係る検討を進めるよう通知されました。

関東地方整備局は、平成22年10月1日に「ハッ場ダム建設事業の関係地方公共団体からなる検討の場(幹事会)」の第1回を開催し、以降、要領細目に基づきハッ場ダム建設事業の検証に係る検討を進めており、平成23年5月24日に開催された第6回ハッ場ダムの関係地方公共団体からなる検討の場(幹事会)では、ハッ場ダムの目的の一つである新規利水に関して、「概略検討による利水対策案について(案)」を提示したところです。

今後は、本利水対策案について関係者の御意見をいただいた上で、目標・コスト・実現性等の評価軸ごとに検討することとしております。つきましては、ダム案を含めた本利水対策案について、下記により貴職の御意見を照会させていただきますので、御協力いただきますようお願い申し上げます。

なお、本利水対策案については、検討主体である関東地方整備局が独自に概略検討したものであり、関係者の方々との事前調整が図られたものではないことを念のため申し添えます。

(案) 1

番 号
平成 年 月 日



国土交通省関東地方整備局長

ハッ場ダム建設事業の検証に係る検討における
「概略検討による治水対策案について (案)」に対する意見聴取について

平素より国土交通省の河川行政に格別の御高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、去る平成22年9月27日、国土交通大臣が設置した「今後の治水対策のあり方に関する有識者会議」は、「今後の治水対策のあり方についての中間とりまとめ」を公表いたしました。

これを受け、平成22年9月28日に、国土交通大臣から関東地方整備局長に対し、ハッ場ダム建設事業の検証にかかる検討を進めるように指示がなされ、また、国土交通省河川局長からは「ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領細目の策定について (平成22年9月28日付け 国河計調第7号)」(以下「要領細目」といいます。)によりダム事業の検証に係る検討を進めるよう通知されました。

関東地方整備局は、平成22年10月1日に「ハッ場ダム建設事業の関係地方公共団体からなる検討の場」(幹事会)の第1回を開催し、以降、要領細目に基づきハッ場ダム建設事業の検証に係る検討を進めており、平成23年5月24日に開催された第5回ハッ場ダムの関係地方公共団体からなる検討の場(幹事会)では、ハッ場ダムの目的の一つである新規治水に関して、「概略検討による治水対策案について (案)」を提示したところです。

今後は、本治水対策案について関係者の御意見をいただいた上で、目標・コスト・実現性等の評価軸ごとに検討することとしております。つきましては、ダム案を含めた本治水対策案について、下記により貴職の御意見を照会させていただきますので、御協力いただきますようお願い申し上げます。

なお、本治水対策案については、検討主体である関東地方整備局が独自に概略検討したものであり、関係者の方々との事前調整が図られたものではないことを念のため申し上げます。

(案) 1

平成 年 月 日
番 号

千葉県知事 様

(河川に関する関係河川使用者)

国土交通省関東地方整備局長

ハッ場ダム建設事業の検証に係る検討における
「概略検討による利水対策案について(案)」に対する意見聴取について

平素より国土交通省の河川行政に格別の御高配を賜り、厚く御礼申し上げます。
さて、去る平成22年9月27日、国土交通大臣が設置した「今後の治水対策のあり方に関する有識者会議」は、「今後の治水対策のあり方についての中間とりまとめ」を公表いたしました。

これを受け、平成22年9月28日に、国土交通大臣から関東地方整備局長に対し、ハッ場ダム建設事業の検証にかかる検討を進めるように指示がなされ、また、国土交通省河川局長からは「ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領細目の策定について(平成22年9月28日付け 国河計調第7号)」(以下「要領細目」といいます。)によりダム事業の検証に係る検討を進めるよう通知されました。

関東地方整備局は、平成22年10月1日に「ハッ場ダム建設事業の関係地方公共団体からなる検討の場(幹事会)」の第1回を開催し、以降、要領細目に基づきハッ場ダム建設事業の検証に係る検討を進めており、平成23年5月24日に開催された第5回ハッ場ダムの関係地方公共団体からなる検討の場(幹事会)では、ハッ場ダムの目的の一つである新規利水に関して、「概略検討による利水対策案について(案)」を提示したところです。

今後は、本利水対策案について関係者の御意見をいただいた上で、目標・コスト・実現性等の評価軸ごとに検討することとしております。つきましては、ダム案を含めた本利水対策案について、下記により貴職の御意見を照会させていただきますので、御協力いただきますようお願い申し上げます。

なお、本利水対策案については、検討主体である関東地方整備局が独自に概略検討したものであり、関係者の方々との事前調整が図られたものではないことを念のため申し上げます。

(案) 1

平成 年 月 日
番 号



様

国土交通省関東地方整備局長

ハッ場ダム建設事業の検証に係る検討における
「概略検討による利水対策案について（案）」に対する意見聴取について

平素より国土交通省の河川行政に格別の御高配を賜り、厚く御礼申し上げます。
さて、去る平成22年9月27日、国土交通大臣が設置した「今後の治水対策のあり方に関する有識者会議」は、「今後の治水対策のあり方についての中間とりまとめ」を公表いたしました。

これを受け、平成22年9月28日に、国土交通大臣から関東地方整備局長に対し、ハッ場ダム建設事業の検証にかかる検討を進めるように指示がなされ、また、国土交通省河川局長からは「ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領細目の策定について（平成22年9月28日付け 国河計調第7号）」（以下「要領細目」といいます。）によりダム事業の検証に係る検討を進めるよう通知されました。

関東地方整備局は、平成22年10月1日に「ハッ場ダム建設事業の関係地方公共団体からなる検討の場（幹事会）」の第1回を開催し、以降、要領細目に基づきハッ場ダム建設事業の検証に係る検討を進めており、平成23年5月24日に開催された第5回ハッ場ダムの関係地方公共団体からなる検討の場（幹事会）では、ハッ場ダムの目的の一つである新規利水に関して、「概略検討による利水対策案について（案）」を提示したところです。

今後は、本利水対策案について関係者の御意見をいただいた上で、目標・コスト・実現性等の評価軸ごとに検討することとしております。つきましては、ダム案を含めた本利水対策案について、下記により貴職の御意見を照会させていただきますので、御協力いただきますようお願い申し上げます。

なお、本利水対策案については、検討主体である関東地方整備局が独自に概略検討したものであり、関係者の方々との事前調整が図られたものではないことを念のため申し添えます。

(案) 1

平成 年 月 日
番 号



国土交通省関東地方整備局長

ハッ場ダム建設事業の検証に係る検討における
「概略検討による利水対策案について (案)」に対する意見聴取について

平素より国土交通省の河川行政に格別の御高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、去る平成22年9月27日、国土交通大臣が設置した「今後の治水対策のあり方に関する有識者会議」は、「今後の治水対策のあり方についての中間とりまとめ」を公表いたしました。

これを受け、平成22年9月28日に、国土交通大臣から関東地方整備局長に対し、ハッ場ダム建設事業の検証にかかる検討を進めるように指示がなされ、また、国土交通省河川局長からは「ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領細目の策定について (平成22年9月28日付け 国河計調第7号)」(以下「要領細目」といいます。)によりダム事業の検証に係る検討を進めるよう通知されました。

関東地方整備局は、平成22年10月1日に「ハッ場ダム建設事業の関係地方公共団体からなる検討の場 (幹事会)」の第1回を開催し、以降、要領細目に基づきハッ場ダム建設事業の検証に係る検討を進めており、平成23年5月24日に開催された第5回ハッ場ダムの関係地方公共団体からなる検討の場 (幹事会) では、ハッ場ダムの目的の一つである新規利水に関して、「概略検討による利水対策案について (案)」を提示したところです。

今後は、本利水対策案について関係者の御意見をいただいた上で、目標・コスト・実現性等の評価軸ごとに検討することとしております。つきましては、ダム案を含めた本利水対策案について、下記により貴職の御意見を照会させていただきますので、御協力いただきますようお願い申し上げます。

なお、本利水対策案については、検討主体である関東地方整備局が独自に概略検討したものであり、関係者の方々との事前調整が図られたものではないことを念のため申し添えます。

(案) 1

番 号
平成 年 月 日



国土交通省関東地方整備局長

ハッ場ダム建設事業の検証に係る検討における
「概略検討による利水対策案について(案)」に対する意見聴取について

平素より国土交通省の河川行政に格別の御高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、去る平成22年9月27日、国土交通大臣が設置した「今後の治水対策のあり方に関する有識者会議」は、「今後の治水対策のあり方についての中間とりまとめ」を公表いたしました。

これを受け、平成22年9月28日に、国土交通大臣から関東地方整備局長に対し、ハッ場ダム建設事業の検証にかかる検討を進めるように指示がなされ、また、国土交通省河川局長からは「ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領細目の策定について(平成22年9月28日付け 国河野調第7号)」(以下「要領細目」といいます。)によりダム事業の検証に係る検討を進めるよう通知されました。

関東地方整備局は、平成22年10月1日に「ハッ場ダム建設事業の関係地方公共団体からなる検討の場(幹事会)」の第1回を開催し、以降、要領細目に基づきハッ場ダム建設事業の検証に係る検討を進めており、平成23年5月24日に開催された第5回ハッ場ダムの関係地方公共団体からなる検討の場(幹事会)では、ハッ場ダムの目的の一つである新規利水に関して、「概略検討による利水対策案について(案)」を提示したところです。

今後は、本利水対策案について関係者の御意見をいただいた上で、目標・コスト・実現性等の評価軸ごとに検討することとしております。つきましては、ダム案を含めた本利水対策案について、下記により貴職の御意見を照会させていただきますので、御協力いただきますようお願い申し上げます。

なお、本利水対策案については、検討主体である関東地方整備局が独自に概略検討したものであり、関係者の方々との事前調整が図られたものではないことを念のため申し添えます。

(案) 1

平成 年 月 日
番 号



国土交通省関東地方整備局長

ハッ場ダム建設事業の検証に係る検討における
「概略検討による利水対策案について(案)」に対する意見聴取について

平素より国土交通省の河川行政に格別の御高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、去る平成22年9月27日、国土交通大臣が設置した「今後の治水対策のあり方に関する有識者会議」は、「今後の治水対策のあり方についての中間とりまとめ」を公表いたしました。

これを受け、平成22年9月28日に、国土交通大臣から関東地方整備局長に対し、ハッ場ダム建設事業の検証にかかる検討を進めるように指示がなされ、また、国土交通省河川局長からは「ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領細目の策定について(平成22年9月28日付け 国河計調第7号)」(以下「要領細目」といいます。)によりダム事業の検証に係る検討を進めるよう通知されました。

関東地方整備局は、平成22年10月1日に「ハッ場ダム建設事業の関係地方公共団体からなる検討の場(幹事会)」の第1回を開催し、以降、要領細目に基づきハッ場ダム建設事業の検証に係る検討を進めており、平成23年5月24日に開催された第5回ハッ場ダムの関係地方公共団体からなる検討の場(幹事会)では、ハッ場ダムの目的の一つである新規利水に関して、「概略検討による利水対策案について(案)」を提示したところです。

今後は、本利水対策案について関係者の御意見をいただいた上で、目標・コスト・実現性等の評価軸ごとに検討することとしております。つきましては、ダム案を含めた本利水対策案について、下記により貴職の御意見を照会させていただきますので、御協力いただきますようお願い申し上げます。

なお、本利水対策案については、検討主体である関東地方整備局が独自に概略検討したものであり、関係者の方々との事前調整が図られたものではないことを念のため申し添えます。

(案) 1

番 号
平成 年 月 日

静岡県知事 様

国土交通省関東地方整備局長

ハッ場ダム建設事業の検証に係る検討における
「概略検討による利水対策案について(案)」に対する意見聴取について

平素より国土交通省の河川行政に格別の御高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、去る平成22年9月27日、国土交通大臣が設置した「今後の治水対策のあり方に関する有識者会議」は、「今後の治水対策のあり方についての中間とりまとめ」を公表いたしました。

これを受け、平成22年9月28日に、国土交通大臣から関東地方整備局長に対し、ハッ場ダム建設事業の検証にかかる検討を進めるように指示がなされ、また、国土交通省河川局長からは「ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領細目の策定について(平成22年9月28日付け 国河計調第7号)」(以下「要領細目」といいます。)によりダム事業の検証に係る検討を進めるよう通知されました。

関東地方整備局は、平成22年10月1日に「ハッ場ダム建設事業の関係地方公共団体からなる検討の場(幹事会)」の第1回を開催し、以降、要領細目に基づきハッ場ダム建設事業の検証に係る検討を進めており、平成23年5月24日に開催された第5回ハッ場ダムの関係地方公共団体からなる検討の場(幹事会)では、ハッ場ダムの目的の一つである新規利水に関して、「概略検討による利水対策案について(案)」を提示したところです。

今後は、本利水対策案について関係者の御意見をいただいた上で、目標・コスト・実現性等の評価軸ごとに検討することとしております。つきましては、ダム案を含めた本利水対策案について、下記により貴職の御意見を照会させていただきますので、御協力いただきますようお願い申し上げます。

なお、本利水対策案については、検討主体である関東地方整備局が独自に概略検討したものであり、関係者の方々との事前調整が図られたものではないことを念のため申し添えます。

(案) 1

平成 年 月 日

高橋 様

国土交通省関東地方整備局長

ハッ場ダム建設事業の検証に係る検討における
「概略検討による利水対策案について(案)」に対する意見聴取について

平素より国土交通省の河川行政に格別の御高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、去る平成22年9月27日、国土交通大臣が設置した「今後の治水対策のあり方に関する有識者会議」は、「今後の治水対策のあり方についての中間とりまとめ」を公表いたしました。

これを受け、平成22年9月28日に、国土交通大臣から関東地方整備局長に対し、ハッ場ダム建設事業の検証にかかる検討を進めるように指示がなされ、また、国土交通省河川局長からは「ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領細目の策定について(平成22年9月28日付け 国河肝調第7号)」(以下「要領細目」といいます。)によりダム事業の検証に係る検討を進めるよう通知されました。

関東地方整備局は、平成22年10月1日に「ハッ場ダム建設事業の関係地方公共団体からなる検討の場(幹事会)」の第1回を開催し、以降、要領細目に基づきハッ場ダム建設事業の検証に係る検討を進めており、平成23年5月24日に開催された第5回ハッ場ダムの関係地方公共団体からなる検討の場(幹事会)では、ハッ場ダムの目的の一つである新規利水に関して、「概略検討による利水対策案について(案)」を提示したところです。

今後は、本利水対策案について関係者の御意見をいただいた上で、目標・コスト・実現性等の評価軸ごとに検討することとしております。つきましては、ダム案を含めた本利水対策案について、下記により貴職の御意見を御会させていただきますので、御協力いただきますようお願い申し上げます。

なお、本利水対策案については、検討主体である関東地方整備局が独自に概略検討したものであり、関係者の方々との事前調整が図られたものではないことを念のため申し添えます。

(案) 1

平成 年 月 日
番 号

様

国土交通省関東地方整備局長

ハッ場ダム建設事業の検証に係る検討における
「概略検討による利水対策案について(案)」に対する意見聴取について

平素より国土交通省の河川行政に格別の御高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、去る平成22年9月27日、国土交通大臣が設置した「今後の治水対策のあり方に関する有識者会議」は、「今後の治水対策のあり方についての中間とりまとめ」を公表いたしました。

これを受け、平成22年9月28日に、国土交通大臣から関東地方整備局長に対し、ハッ場ダム建設事業の検証にかかる検討を進めるように指示がなされ、また、国土交通省河川局長からは「ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領細目の策定について(平成22年9月28日付け 国河計調第7号)」(以下「要領細目」といいます。)によりダム事業の検証に係る検討を進めるよう通知されました。

関東地方整備局は、平成22年10月1日に「ハッ場ダム建設事業の関係地方公共団体からなる検討の場(幹事会)」の第1回を開催し、以降、要領細目に基づきハッ場ダム建設事業の検証に係る検討を進めており、平成23年5月24日に開催された第5回ハッ場ダムの関係地方公共団体からなる検討の場(幹事会)では、ハッ場ダムの目的の一つである新規利水に関して、「概略検討による利水対策案について(案)」を提示したところです。

今後は、本利水対策案について関係者の御意見をいただいた上で、目標・コスト・実現性等の評価軸ごとに検討することとしております。つきましては、ダム案を含めた本利水対策案について、下記により貴局の御意見を照会させていただきますので、御協力いただきますようお願い申し上げます。

なお、本利水対策案については、検討主体である関東地方整備局が独自に概略検討したものであり、関係者の方々との事前調整が図られたものではないことを念のため申し添えます。

(案) 1

番 号
平成 年 月 日



国土交通省関東地方整備局長

ハッ場ダム建設事業の検証に係る検討における
「概略検討による利水対策案について(案)」に対する意見聴取について

平素より国土交通省の河川行政に格別の御高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、去る平成22年9月27日、国土交通大臣が設置した「今後の治水対策のあり方に関する有識者会議」は、「今後の治水対策のあり方についての中間とりまとめ」を公表いたしました。

これを受け、平成22年9月28日に、国土交通大臣から関東地方整備局長に対し、ハッ場ダム建設事業の検証にかかる検討を進めるように指示がなされ、また、国土交通省河川局長からは「ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領細目の策定について(平成22年9月28日付け 国河計調第7号)」(以下「要領細目」といいます。)によりダム事業の検証に係る検討を進めるよう通知されました。

関東地方整備局は、平成22年10月1日に「ハッ場ダム建設事業の関係地方公共団体からなる検討の場」(幹事会)の第1回を開催し、以降、要領細目に基づきハッ場ダム建設事業の検証に係る検討を進めており、平成23年5月24日に開催された第5回ハッ場ダムの関係地方公共団体からなる検討の場(幹事会)では、ハッ場ダムの目的の一つである新規利水に関して、「概略検討による利水対策案について(案)」を提示したところです。

今後は、本利水対策案について関係者の御意見をいただいた上で、目標・コスト・実現性等の評価軸ごとに検討することとしております。つきましては、ダム案を含めた本利水対策案について、下記により貴局の御意見を照会させていただきますので、御協力いただきますようお願い申し上げます。

なお、本利水対策案については、検討主体である関東地方整備局が独自に概略検討したものであり、関係者の方々との事前調整が図られたものではないことを念のため申し添えます。

(案) 1

番 号
平成 年 月 日

館 様

国土交通省関東地方整備局長

ハッ場ダム建設事業の検証に係る検討における
「概略検討による利水対策案について(案)」に対する意見聴取について

平素より国土交通省の河川行政に格別の御高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、去る平成22年9月27日、国土交通大臣が設置した「今後の治水対策のあり方に関する有識者会議」は、「今後の治水対策のあり方についての中間とりまとめ」を公表いたしました。

これを受け、平成22年9月28日に、国土交通大臣から関東地方整備局長に対し、ハッ場ダム建設事業の検証にかかる検討を進めるように指示がなされ、また、国土交通省河川局長からは「ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領細目の策定について(平成22年9月28日付け 国河計調第7号)」(以下「要領細目」といいます。)によりダム事業の検証に係る検討を進めるよう通知されました。

関東地方整備局は、平成22年10月1日に「ハッ場ダム建設事業の関係地方公共団体からなる検討の場」(幹事会)の第1回を開催し、以降、要領細目に基づきハッ場ダム建設事業の検証に係る検討を進めており、平成23年5月24日に開催された第5回ハッ場ダムの関係地方公共団体からなる検討の場(幹事会)では、ハッ場ダムの目的の一つである新規利水に関して、「概略検討による利水対策案について(案)」を提示したところです。

今後は、本利水対策案について関係者の御意見をいただいた上で、目標・コスト・実現性等の評価結果ごとに検討することとしております。つきましては、ダム案を含めた本利水対策案について、下記により貴局の御意見を照会させていただきますので、御協力いただきますようお願い申し上げます。

なお、本利水対策案については、検討主体である関東地方整備局が独自に概略検討したものであり、関係者の方々との事前調整が図られたものではないことを念のため申し添えます。

(案) 1

番 号
平成 年 月 日

みなと市長 様

国土交通省関東地方整備局長

ハッ場ダム建設事業の検証に係る検討における
「概略検討による利水対策案について(案)」に対する意見聴取について

平素より国土交通省の河川行政に格別の御高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、去る平成22年9月27日、国土交通大臣が設置した「今後の治水対策のあり方に関する有識者会議」は、「今後の治水対策のあり方についての中間とりまとめ」を公表いたしました。

これを受け、平成22年9月28日に、国土交通大臣から関東地方整備局長に対し、ハッ場ダム建設事業の検証にかかる検討を進めるように指示がなされ、また、国土交通省河川局長からは「ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領細目の策定について(平成22年9月28日付け 国河計開第7号)」(以下「要領細目」といいます。)によりダム事業の検証に係る検討を進めるよう通知されました。

関東地方整備局は、平成22年10月1日に「ハッ場ダム建設事業の関係地方公共団体からなる検討の場(幹事会)」の第1回を開催し、以降、要領細目に基づきハッ場ダム建設事業の検証に係る検討を進めており、平成23年5月24日に開催された第5回ハッ場ダムの関係地方公共団体からなる検討の場(幹事会)では、ハッ場ダムの目的の一つである新規利水に関して、「概略検討による利水対策案について(案)」を提示したところです。

今後は、本利水対策案について関係者の御意見をいただいた上で、目標・コスト・実現性等の評価軸ごとに検討することとしております。つきましては、ダム案を含めた本利水対策案について、下記により貴職の御意見を照会させていただきますので、御協力いただきますようお願い申し上げます。

なお、本利水対策案については、検討主体である関東地方整備局が独自に概略検討したものであり、関係者の方々との事前調整が図られたものではないことを念のため申し添えます。

(案) 1

番 号
平成 年 月 日

千代田県 様

国土交通省関東地方整備局長

ハッ場ダム建設事業の検証に係る検討における
「概略検討による利水対策案について(案)」に対する意見聴取について

平素より国土交通省の河川行政に格別の御高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、去る平成22年9月27日、国土交通大臣が設置した「今後の治水対策のあり方に関する有識者会議」は、「今後の治水対策のあり方についての中間とりまとめ」を公表いたしました。

これを受け、平成22年9月28日に、国土交通大臣から関東地方整備局長に対し、ハッ場ダム建設事業の検証にかかる検討を進めるように指示がなされ、また、国土交通省河川局長からは「ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領細目の策定について(平成22年9月28日付け 国河計調第7号)」(以下「要領細目」といいます。)によりダム事業の検証に係る検討を進めるよう通知されました。

関東地方整備局は、平成22年10月1日に「ハッ場ダム建設事業の関係地方公共団体からなる検討の場(幹事会)」の第1回を開催し、以降、要領細目に基づきハッ場ダム建設事業の検証に係る検討を進めており、平成23年5月24日に開催された第5回ハッ場ダムの関係地方公共団体からなる検討の場(幹事会)では、ハッ場ダムの目的の一つである新規利水に関して、「概略検討による利水対策案について(案)」を提示したところです。

今後は、本利水対策案について関係者の御意見をいただいた上で、目標・コスト・実現性等の評価軸ごとに検討することとしております。つきましては、ダム案を含めた本利水対策案について、下記により貴職の御意見を照会させていただきますので、御協力いただきますようお願い申し上げます。

なお、本利水対策案については、検討主体である関東地方整備局が独自に概略検討したものであり、関係者の方々との事前調整が図られたものではないことを念のため申し上げます。

(案) 1

平成 年 月 日
番 号

中之島 様

国土交通省関東地方整備局長

ハッ場ダム建設事業の検証に係る検討における
「概略検討による利水対策案について (案)」に対する意見聴取について

平素より国土交通省の河川行政に格別の御高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、去る平成22年9月27日、国土交通大臣が設置した「今後の治水対策のあり方に関する有識者会議」は、「今後の治水対策のあり方についての中間とりまとめ」を公表いたしました。

これを受け、平成22年9月28日に、国土交通大臣から関東地方整備局長に対し、ハッ場ダム建設事業の検証にかかる検討を進めるように指示がなされ、また、国土交通省河川局長からは「ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領細目の策定について (平成22年9月28日付け 国河計開第7号)」(以下「要領細目」といいます。)によりダム事業の検証に係る検討を進めるよう通知されました。

関東地方整備局は、平成22年10月1日に「ハッ場ダム建設事業の関係地方公共団体からなる検討の場」(幹事会)の第1回を開催し、以降、要領細目に基づきハッ場ダム建設事業の検証に係る検討を進めており、平成23年5月24日に開催された第5回ハッ場ダムの関係地方公共団体からなる検討の場(幹事会)では、ハッ場ダムの目的の一つである新規利水に関して、「概略検討による利水対策案について (案)」を提示したところです。

今後は、本利水対策案について関係者の御意見をいただいた上で、目標・コスト・実現性等の評価軸ごとに検討することとしております。つきましては、ダム案を含めた本利水対策案について、下記により貴職の御意見を照会させていただきますので、御協力いただきますようお願い申し上げます。

なお、本利水対策案については、検討主体である関東地方整備局が独自に概略検討したものであり、関係者の方々との事前調整が図られたものではないことを念のため申し添えます。

(案) 1

平成 年 月 日
番 号

行中務 様

国土交通省関東地方整備局長

ハッ場ダム建設事業の検証に係る検討における
「概略検討による利水対策案について (案)」に対する意見聴取について

平素より国土交通省の河川行政に格別の御高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、去る平成22年9月27日、国土交通大臣が設置した「今後の治水対策のあり方に関する有識者会議」は、「今後の治水対策のあり方についての中間とりまとめ」を公表いたしました。

これを受け、平成22年9月28日に、国土交通大臣から関東地方整備局長に対し、ハッ場ダム建設事業の検証にかかる検討を進めるように指示がなされ、また、国土交通省河川局長からは「ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領細目の策定について (平成22年9月28日付け 国河計調第7号) (以下「要領細目」といいます。) によりダム事業の検証に係る検討を進めるよう通知されました。

関東地方整備局は、平成22年10月1日に「ハッ場ダム建設事業の関係地方公共団体からなる検討の場 (幹事会) の第1回を開催し、以降、要領細目に基づきハッ場ダム建設事業の検証に係る検討を進めており、平成23年5月24日に開催された第5回ハッ場ダムの関係地方公共団体からなる検討の場 (幹事会) では、ハッ場ダムの目的の一つである新規利水に関して、「概略検討による利水対策案について (案)」を提示したところです。

今後は、本利水対策案について関係者の御意見をいただいた上で、目標・コスト・実現性等の評価軸ごとに検討することとしております。つきましては、ダム案を含めた本利水対策案について、下記により貴職の御意見を照会させていただきますので、御協力いただきますようお願い申し上げます。

なお、本利水対策案については、検討主体である関東地方整備局が独自に概略検討したものであり、関係者の方々との事前調整が図られたものではないことを念のため申し添えます。

(案) 1

番 号
平成 年 月 日

加藤 様

国土交通省関東地方整備局長

ハッ場ダム建設事業の検証に係る検討における
「概略検討による利水対策案について (案)」に対する意見聴取について

平素より国土交通省の河川行政に格別の御高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、去る平成22年9月27日、国土交通大臣が設置した「今後の治水対策のあり方に関する有識者会議」は、「今後の治水対策のあり方についての中間とりまとめ」を公表いたしました。

これを受け、平成22年9月28日に、国土交通大臣から関東地方整備局長に対し、ハッ場ダム建設事業の検証にかかる検討を進めるように指示がなされ、また、国土交通省河川局長からは「ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領細目の策定について (平成22年9月28日付け 国河計開第7号)」(以下「要領細目」といいます。)によりダム事業の検証に係る検討を進めるよう通知されました。

関東地方整備局は、平成22年10月1日に「ハッ場ダム建設事業の関係地方公共団体からなる検討の場」(幹事会)の第1回を開催し、以降、要領細目に基づきハッ場ダム建設事業の検証に係る検討を進めており、平成23年5月24日に開催された第5回ハッ場ダムの関係地方公共団体からなる検討の場(幹事会)では、ハッ場ダムの目的の一つである新規利水に関して、「概略検討による利水対策案について (案)」を提示したところです。

今後は、本利水対策案について関係者の御意見をいただいた上で、目標・コスト・実現性等の評価軸ごとに検討することとしております。つきましては、ダム案を含めた本利水対策案について、下記により貴職の御意見を照会させていただきますので、御協力いただきますようお願い申し上げます。

なお、本利水対策案については、検討主体である関東地方整備局が独自に概略検討したものであり、関係者の方々との事前調整が図られたものではないことを念のため申し添えます。

(案) 1

番 号
平成 年 月 日

神田 様

国土交通省関東地方整備局長

八ッ場ダム建設事業の検証に係る検討における

「概略検討による利水対策案について(案)」に対する意見聴取について

平素より国土交通省の河川行政に格別の御高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、去る平成22年9月27日、国土交通大臣が設置した「今後の治水対策のあり方に関する有識者会議」は、「今後の治水対策のあり方についての中間とりまとめ」を公表いたしました。

これを受け、平成22年9月28日に、国土交通大臣から関東地方整備局長に対し、八ッ場ダム建設事業の検証にかかる検討を進めるように指示がなされ、また、国土交通省河川局長からは「ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領細目の策定について(平成22年9月28日付け 国河計画第7号)」(以下「要領細目」といいます。)によりダム事業の検証に係る検討を進めるよう通知されました。

関東地方整備局は、平成22年10月1日に「八ッ場ダム建設事業の関係地方公共団体からなる検討の場」(幹事会)の第1回を開催し、以降、要領細目に基づき八ッ場ダム建設事業の検証に係る検討を進めており、平成23年5月24日に開催された第5回八ッ場ダムの関係地方公共団体からなる検討の場(幹事会)では、八ッ場ダムの目的の一つである新規利水に関して、「概略検討による利水対策案について(案)」を提示したところです。

今後は、本利水対策案について関係者の御意見をいただいた上で、目標・コスト・実現性等の評価軸ごとに検討することとしております。つきましては、ダム案を含めた本利水対策案について、下記により貴職の御意見を照会させていただきますので、御協力いただきますようお願い申し上げます。

なお、本利水対策案については、検討主体である関東地方整備局が独自に概略検討したものであり、関係者の方々との事前調整が図られたものではないことを念のため申し添えます。

(案) 1

平成 年 月 日
番 号

江戸川開発 様

国土交通省関東地方整備局長

ハッ場ダム建設事業の検証に係る検討における
「概略検討による利水対策案について(案)」に対する意見聴取について

平素より国土交通省の河川行政に格別の御高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、去る平成22年9月27日、国土交通大臣が設置した「今後の治水対策のあり方に関する有識者会議」は、「今後の治水対策のあり方についての中間とりまとめ」を公表いたしました。

これを受け、平成22年9月28日に、国土交通大臣から関東地方整備局長に対し、ハッ場ダム建設事業の検証にかかる検討を進めるように指示がなされ、また、国土交通省河川局長からは「ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領細目の策定について(平成22年9月28日付け 国河計調第7号)」(以下「要領細目」といいます。)によりダム事業の検証に係る検討を進めるよう通知されました。

関東地方整備局は、平成22年10月1日に「ハッ場ダム建設事業の関係地方公共団体からなる検討の場(幹事会)」の第1回を開催し、以降、要領細目に基づきハッ場ダム建設事業の検証に係る検討を進めており、平成23年5月24日に開催された第5回ハッ場ダムの関係地方公共団体からなる検討の場(幹事会)では、ハッ場ダムの目的の一つである新規利水に関して、「概略検討による利水対策案について(案)」を提示したところです。

今後は、本利水対策案について関係者の御意見をいただいた上で、目標・コスト・実現性等の評価軸ごとに検討することとしております。つきましては、ダム案を含めた本利水対策案について、下記により貴職の御意見を照会させていただきますので、御協力いただきますようお願い申し上げます。

なお、本利水対策案については、検討主体である関東地方整備局が独自に概略検討したものであり、関係者の方々との事前調整が図られたものではないことを念のため申し添えます。

(案) 1

番 号
平成 年 月 日

利根加用水土地区区理事長 様

国土交通省関東地方整備局長

ハッ場ダム建設事業の検証に係る検討における
「概略検討による利水対策案について(案)」に対する意見聴取について

平素より国土交通省の河川行政に格別の御高配を賜り、厚く御礼申し上げます。
さて、去る平成22年9月27日、国土交通大臣が設置した「今後の治水対策のあり方に関する有識者会議」は、「今後の治水対策のあり方についての中間とりまとめ」を公表いたしました。

これを受け、平成22年9月28日に、国土交通大臣から関東地方整備局長に対し、ハッ場ダム建設事業の検証にかかる検討を進めるように指示がなされ、また、国土交通省河川局長からは「ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領細目の策定について(平成22年9月28日付け 国河計調第7号)」(以下「要領細目」といいます。)によりダム事業の検証に係る検討を進めるよう通知されました。

関東地方整備局は、平成22年10月1日に「ハッ場ダム建設事業の関係地方公共団体からなる検討の場(幹事会)」の第1回を開催し、以降、要領細目に基づきハッ場ダム建設事業の検証に係る検討を進めており、平成23年5月24日に開催された第5回ハッ場ダムの関係地方公共団体からなる検討の場(幹事会)では、ハッ場ダムの目的の一つである新規利水に関して、「概略検討による利水対策案について(案)」を提示したところです。

今後は、本利水対策案について関係者の御意見をいただいた上で、目標・コスト・実現性等の評価軸ごとに検討することとしております。つきましては、ダム案を含めた本利水対策案について、下記により貴職の御意見を照会させていただきますので、御協力いただきますようお願い申し上げます。

なお、本利水対策案については、検討主体である関東地方整備局が独自に概略検討したものであり、関係者の方々との事前調整が図られたものではないことを念のため申し添えます。

(案) 1

番 号
平成 年 月 日

邑桑用水土地改良区理事長 様

国土交通省関東地方整備局長

ハッ場ダム建設事業の検証に係る検討における
「概略検討による利水対策案について (案)」に対する意見聴取について

平素より国土交通省の河川行政に格別の御高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、去る平成22年9月27日、国土交通大臣が設置した「今後の治水対策のあり方に関する有識者会議」は、「今後の治水対策のあり方についての中間とりまとめ」を公表いたしました。

これを受け、平成22年9月28日に、国土交通大臣から関東地方整備局長に対し、ハッ場ダム建設事業の検証にかかる検討を進めるように指示がなされ、また、国土交通省河川局長からは「ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領細目の策定について (平成22年9月28日付け 国河計調第7号)」(以下「要領細目」といいます。)によりダム事業の検証に係る検討を進めるよう通知されました。

関東地方整備局は、平成22年10月1日に「ハッ場ダム建設事業の関係地方公共団体からなる検討の場」(幹事会)の第1回を開催し、以降、要領細目に基づきハッ場ダム建設事業の検証に係る検討を進めており、平成23年5月24日に開催された第5回ハッ場ダムの関係地方公共団体からなる検討の場(幹事会)では、ハッ場ダムの目的の一つである新規利水に関して、「概略検討による利水対策案について (案)」を提示したところです。

今後は、本利水対策案について関係者の御意見をいただいた上で、目標・コスト・実現性等の評価軸ごとに検討することとしております。つきましては、ダム案を含めた本利水対策案について、下記により貴職の御意見を照会させていただきますので、御協力いただきますようお願い申し上げます。

なお、本利水対策案については、検討主体である関東地方整備局が独自に概略検討したものであり、関係者の方々との事前調整が図られたものではないことを念のため申し上げます。

(案) 1

平成 年 月 日
番 号

見沼代用水「」区理事長 様

国土交通省関東地方整備局長

ハッ場ダム建設事業の検証に係る検討における
「概略検討による利水対策案について(案)」に対する意見聴取について

平素より国土交通省の河川行政に格別の御高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、去る平成22年9月27日、国土交通大臣が設置した「今後の治水対策のあり方に関する有識者会議」は、「今後の治水対策のあり方についての中間とりまとめ」を公表いたしました。

これを受け、平成22年9月28日に、国土交通大臣から関東地方整備局長に対し、ハッ場ダム建設事業の検証にかかる検討を進めるように指示がなされ、また、国土交通省河川局長からは「ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領細目の策定について(平成22年9月28日付け 国河計開第7号)」(以下「要領細目」といいます。)によりダム事業の検証に係る検討を進めるよう通知されました。

関東地方整備局は、平成22年10月1日に「ハッ場ダム建設事業の関係地方公共団体からなる検討の場」(幹事会)の第1回を開催し、以降、要領細目に基づきハッ場ダム建設事業の検証に係る検討を進めており、平成23年5月24日に開催された第5回ハッ場ダムの関係地方公共団体からなる検討の場(幹事会)では、ハッ場ダムの目的の一つである新規利水に関して、「概略検討による利水対策案について(案)」を提示したところです。

今後は、本利水対策案について関係者の御意見をいただいた上で、目標・コスト・実現性等の評価軸ごとに検討することとしております。つきましては、ダム案を含めた本利水対策案について、下記により貴職の御意見を照会させていただきますので、御協力いただきますようお願い申し上げます。

なお、本利水対策案については、検討主体である関東地方整備局が独自に概略検討したものであり、関係者の方々との事前調整が図られたものではないことを念のため申し添えます。

(案) 1.

番 号
平成 年 月 日

北川辺領用水土利用地区理事長 様

国土交通省関東地方整備局長

ハッ場ダム建設事業の検証に係る検討における
「概略検討による利水対策案について (案)」に対する意見聴取について

平素より国土交通省の河川行政に格別の御高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、去る平成22年9月27日、国土交通大臣が設置した「今後の治水対策のあり方に関する有識者会議」は、「今後の治水対策のあり方についての中間とりまとめ」を公表いたしました。

これを受け、平成22年9月28日に、国土交通大臣から関東地方整備局長に対し、ハッ場ダム建設事業の検証にかかる検討を進めるように指示がなされ、また、国土交通省河川局長からは「ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領細目の策定について (平成22年9月28日付け 国河計調第7号)」(以下「要領細目」といいます。)によりダム事業の検証に係る検討を進めるよう通知されました。

関東地方整備局は、平成22年10月1日に「ハッ場ダム建設事業の関係地方公共団体からなる検討の場」(幹事会)の第1回を開催し、以降、要領細目に基づきハッ場ダム建設事業の検証に係る検討を進めており、平成23年5月24日に開催された第6回ハッ場ダムの関係地方公共団体からなる検討の場(幹事会)では、ハッ場ダムの目的の一つである新規利水に関して、「概略検討による利水対策案について (案)」を提示したところです。

今後は、本利水対策案について関係者の御意見をいただいた上で、目標・コスト・実現性等の評価軸ごとに検討することとしております。つきましては、ダム案を含めた本利水対策案について、下記により貴職の御意見を照会させていただきますので、御協力いただきますようお願い申し上げます。

なお、本利水対策案については、検討主体である関東地方整備局が独自に概略検討したものであり、関係者の方々との事前調整が図られたものではないことを念のため申し添えます。

(案) 1

番 号
平成 年 月 日

羽生領島中領用排水~~地~~改良区理事長 様

国土交通省関東地方整備局長

ハッ場ダム建設事業の検証に係る検討における
「概略検討による利水対策案について(案)」に対する意見聴取について

平素より国土交通省の河川行政に格別の御高配を賜り、厚く御礼申し上げます。
さて、去る平成22年9月27日、国土交通大臣が設置した「今後の治水対策のあり方に関する有識者会議」は、「今後の治水対策のあり方についての中間とりまとめ」を公表いたしました。

これを受け、平成22年9月28日に、国土交通大臣から関東地方整備局長に対し、ハッ場ダム建設事業の検証にかかる検討を進めるように指示がなされ、また、国土交通省河川局長からは「ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領細目の策定について(平成22年9月28日付け 国河計調第7号)」(以下「要領細目」といいます。)によりダム事業の検証に係る検討を進めるよう通知されました。

関東地方整備局は、平成22年10月1日に「ハッ場ダム建設事業の関係地方公共団体からなる検討の場」(幹事会)の第1回を開催し、以降、要領細目に基づきハッ場ダム建設事業の検証に係る検討を進めており、平成23年5月24日に開催された第5回ハッ場ダムの関係地方公共団体からなる検討の場(幹事会)では、ハッ場ダムの目的の一つである新規利水に関して、「概略検討による利水対策案について(案)」を提示したところです。

今後は、本利水対策案について関係者の御意見をいただいた上で、目標・コスト・実現性等の評価軸ごとに検討することとしております。つきましては、ダム案を含めた本利水対策案について、下記により貴職の御意見を照会させていただきますので、御協力いただきますようお願い申し上げます。

なお、本利水対策案については、検討主体である関東地方整備局が独自に概略検討したものであり、関係者の方々との事前調整が図られたものではないことを念のため申し添えます。

(案) 1

番 号
平成 年 月 日

葛西用水路土地改良区理事長 様

国土交通省関東地方整備局長

ハッ場ダム建設事業の検証に係る検討における
「概略検討による利水対策案について(案)」に対する意見聴取について

平素より国土交通省の河川行政に格別の御高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、去る平成22年9月27日、国土交通大臣が設置した「今後の治水対策のあり方に関する有識者会議」は、「今後の治水対策のあり方についての中間とりまとめ」を公表いたしました。

これを受け、平成22年9月28日に、国土交通大臣から関東地方整備局長に対し、ハッ場ダム建設事業の検証にかかる検討を進めるように指示がなされ、また、国土交通省河川局長からは「ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領細目の策定について(平成22年9月28日付け 国河計第7号)」(以下「要領細目」といいます。)によりダム事業の検証に係る検討を進めるよう通知されました。

関東地方整備局は、平成22年10月1日に「ハッ場ダム建設事業の関係地方公共団体からなる検討の場(幹事会)」の第1回を開催し、以降、要領細目に基づきハッ場ダム建設事業の検証に係る検討を進めており、平成23年5月24日に開催された第5回ハッ場ダムの関係地方公共団体からなる検討の場(幹事会)では、ハッ場ダムの目的の一つである新規利水に関して、「概略検討による利水対策案について(案)」を提示したところです。

今後は、本利水対策案について関係者の御意見をいただいた上で、目標・コスト・実現性等の評価軸ごとに検討することとしております。つきましては、ダム案を含めた本利水対策案について、下記により貴職の御意見を照会させていただきますので、御協力いただきますようお願い申し上げます。

なお、本利水対策案については、検討主体である関東地方整備局が独自に概略検討したものであり、関係者の方々との事前調整が図られたものではないことを念のため申し上げます。

(案) I

番 号
平成 年 月 日

独立行政法人水資源機構理事長 様

国土交通省関東地方整備局長

ハッ場ダム建設事業の検証に係る検討における
「概略検討による利水対策案について (案)」に対する意見聴取について

平素より国土交通省の河川行政に格別の御高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、去る平成22年9月27日、国土交通大臣が設置した「今後の治水対策のあり方に関する有識者会議」は、「今後の治水対策のあり方についての中間とりまとめ」を公表いたしました。

これを受け、平成22年9月28日に、国土交通大臣から関東地方整備局長に対し、ハッ場ダム建設事業の検証にかかる検討を進めるように指示がなされ、また、国土交通省河川局長からは「ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領細目の策定について (平成22年9月28日付け 国河計調第7号)」(以下「要領細目」といいます。)によりダム事業の検証に係る検討を進めるよう通知されました。

関東地方整備局は、平成22年10月1日に「ハッ場ダム建設事業の関係地方公共団体からなる検討の場」(幹事会)の第1回を開催し、以降、要領細目に基づきハッ場ダム建設事業の検証に係る検討を進めており、平成23年5月24日に開催された第5回ハッ場ダムの関係地方公共団体からなる検討の場(幹事会)では、ハッ場ダムの目的の一つである新規利水に関して、「概略検討による利水対策案について (案)」を提示したところです。

今後は、本利水対策案について関係者の御意見をいただいた上で、目標・コスト・実現性等の評価軸ごとに検討することとしております。つきましては、ダム案を含めた本利水対策案について、下記により貴職の御意見を照会させていただきますので、御協力いただきますようお願い申し上げます。

なお、本利水対策案については、検討主体である関東地方整備局が独自に概略検討したものであり、関係者の方々との事前調整が図られたものではないことを念のため申し上げます。

(案) 1

番 号
平成 年 月 日

東京電力株式会社社長 様

国土交通省関東地方整備局長

ハッ場ダム建設事業の検証に係る検討における
「概略検討による利水対策案について(案)」に対する意見聴取について

平素より国土交通省の河川行政に格別の御高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、去る平成22年9月27日、国土交通大臣が設置した「今後の治水対策のあり方に関する有識者会議」は、「今後の治水対策のあり方についての中間とりまとめ」を公表いたしました。

これを受け、平成22年9月28日に、国土交通大臣から関東地方整備局長に対し、ハッ場ダム建設事業の検証にかかる検討を進めるように指示がなされ、また、国土交通省河川局長からは「ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領細目の策定について(平成22年9月28日付け 国河計調第7号)」(以下「要領細目」といいます。)によりダム事業の検証に係る検討を進めるよう通知されました。

関東地方整備局は、平成22年10月1日に「ハッ場ダム建設事業の関係地方公共団体からなる検討の場」(幹事会)の第1回を開催し、以降、要領細目に基づきハッ場ダム建設事業の検証に係る検討を進めており、平成23年5月24日に開催された第5回ハッ場ダムの関係地方公共団体からなる検討の場(幹事会)では、ハッ場ダムの目的の一つである新規利水に関して、「概略検討による利水対策案について(案)」を提示したところです。

今後は、本利水対策案について関係者の御意見をいただいた上で、目標・コスト・実現性等の評価軸ごとに検討することとしております。つきましては、ダム案を含めた本利水対策案について、下記により貴職の御意見を照会させていただきますので、御協力いただきますようお願い申し上げます。

なお、本利水対策案については、検討主体である関東地方整備局が独自に概略検討したものであり、関係者の方々との事前調整が図られたものではないことを念のため申し上げます。

(案) 1

平成 年 月 日
番 号

日本軽金属株式会社 製造所長 様

国土交通省関東地方整備局長

ハッ場ダム建設事業の検証に係る検討における
「概略検討による利水対策案について(案)」に対する意見聴取について

平素より国土交通省の河川行政に格別の御高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、去る平成22年9月27日、国土交通大臣が設置した「今後の治水対策のあり方に関する有識者会議」は、「今後の治水対策のあり方についての中間とりまとめ」を公表いたしました。

これを受け、平成22年9月28日に、国土交通大臣から関東地方整備局長に対し、ハッ場ダム建設事業の検証にかかる検討を進めるように指示がなされ、また、国土交通省河川局長からは「ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領細目の策定について(平成22年9月28日付け 国河計調第7号)」(以下「要領細目」といいます。)によりダム事業の検証に係る検討を進めるよう通知されました。

関東地方整備局は、平成22年10月1日に「ハッ場ダム建設事業の関係地方公共団体からなる検討の場(幹事会)」の第1回を開催し、以降、要領細目に基づきハッ場ダム建設事業の検証に係る検討を進めており、平成23年5月24日に開催された第5回ハッ場ダムの関係地方公共団体からなる検討の場(幹事会)では、ハッ場ダムの目的の一つである新規利水に関して、「概略検討による利水対策案について(案)」を提示したところです。

今後は、本利水対策案について関係者の御意見をいただいた上で、目標・コスト・実現性等の評価軸ごとに検討することとしております。つきましては、ダム案を含めた本利水対策案について、下記により貴局の御意見を照会させていただきますので、御協力いただきますようお願い申し上げます。

なお、本利水対策案については、検討主体である関東地方整備局が独自に概略検討したものであり、関係者の方々との事前調整が図られたものではないことを念のため申し添えます。

記

1 御意見をいただきたい事項

「概略検討による利水対策案について（案）」（添付資料）

利水対策案

① ハッ場ダム

② ダム再開発＋水系間導水（富士川）＋地下水取水（ケース２－１）

③ ダム再開発＋他用途ダムの買い上げ＋ダム使用権等の振替（ケース４－１）

④ 河道外貯留施設＋ダム再開発＋他用途ダムの買い上げ＋ダム使用権等の振替
（ケース４－２）

⑤ 他用途ダムの買い上げ＋水系間導水（富士川）＋ダム使用権等の振替
（ケース４－３）

*水源林の保全、濁水調整の強化、節水対策、雨水・中水利用については、全ての利水対策案において、流域全体で取り組むこととしています。

2 御回答様式 様式－１

3 留意していただく点

頂いた御意見及び貴職の名称等は公表させていただく予定です。予め御承知おき下さい。

4 御回答期限

平成２３年７月１５日（金）までをお願いいたします。

※調整等により期限まで回答することが難しい場合は、問い合わせ先まで御連絡ください。

5 問い合わせ先及び提出先

住所：〒330-9724 埼玉県さいたま市中央区新都心２番地１

（さいたま新都心合同庁舎２号館）

国土交通省 関東地方整備局 河川部 河川計画課 調査第二係

TEL（直通）048-600-1335 FAX 048-600-1378

6 提出方法

５ の連絡先にFAX又は郵送にて送付ください。

ハッ場ダム「概略検討による利水対策案について（案）」に対する御意見

① 団体名		
② 担当者名		
③ 連絡先 (TEL)		
④ 御意見	対策案番号	御意見
(1) 利水対策案について (御意見を記入する際は、御意見の対象の対策案番号①～⑤を付記下さるようお願いいたします。		